

国民健康保険加入者のみなさまへ 健康保険証の個人カード化についてのお知らせです!!



平成25年度から国民健康保険証・高齢受給者証・特定健診・がん検診受診券が「ひとつ」になります

これまでは原則として一世帯に1枚の保険証を交付していましたが、平成25年4月より家族一人一人に対し1枚の個人カードの保険証になります。

※ 1月31日までに7期分までの保険税をお支払いした方、または2月末までに8期分までの保険税をお支払いした方には新しい保険証を郵送します。

※ お支払い済みの世帯でも、住民登録が西原町外にある方のマル遠・マル学の保険証は窓口発行となります(西原町内に住民登録がある方は手続き不要)。お手数ですが、在園証明書、在学証明書をご持参の上、窓口で手続きをお願いします。(ご卒業、ご卒業でマル遠・マル学の保険証が不要になった場合は、届け出てください。)

◆◆個人カードのメリット◆◆

- ① キャッシュカードなどと同じ大きさで携帯しやすくなります。
- ② 家族同士が別の医療機関で同時に受診することができます。
- ③ 70才以上の方が使用する国民健康保険高齢受給者証は健康保険証と一体型になります。
- ④ 特定健診・がん検診受診券も健康保険証と一体型になります。

◆◆70才～75才未満の方へ◆◆

医療費の自己負担割合は、平成25年4月以降も1割に据え置きとなります!

ただし、前年の所得をもとに現役並み所得者と判定された場合は、自己負担割合が3割となります。

国民健康保険 被保険者証	交付年月日 平成25年 3月 1日
	有効期限 平成26年 3月31日
兼高齢受給者証	発効期日 平成24年 4月 1日
	一部負担金の割合 1割
記号 西国番号 999999	ニシハラ ハナコ
氏名 西原 花子	性別 女
生年月日 昭和17年 4月11日	
資格取得年月日 昭和48年 1月 1日	
世帯主氏名 西原 花子	
住所 沖縄県中頭郡西原町字嘉出苅 1 1 2 番地 (西原太郎 様方)	
保険者番号 **470286	保険者名 西原町

自己負担額	特定健診	12,300円
	人間ドッグ	12,300円
受診券番号	13190000010	(71歳)
受診期間	平成25年 4月 1日～平成26年 3月31日	
特定健診受診日	平成 年 月 日	

整理番号	99999								
受診期間	平成25年 4月 1日～平成26年 3月31日								
<今年度受診できる健診>									
胃	肺	大腸	大腸 クーポン	乳エコー	乳 マンモ	子宮	乳 クーポン	子宮 クーポン	肝炎
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

H25 人間ドック・特定健診 結果説明のための連絡欄 (役場控え)

ヨミガナ ニシハラ ハナコ

受診者氏名 西原 花子

整理番号 13190000010

電話番号【自宅】 [携帯]

連絡を取りやすい時間帯

※受診者は電話番号を記入の上、切り取らずに医療機関へご持参ください。

高齢受給者証

70才から74才の方は、病院受診の際の自己負担割合が記載されています。(対象でない方は空白)

国民健康保険証

病院を受診する際、必ず提示してください。

特定健診・がん検診受診券

健診を受ける際は、保険証と受診券を切り取らずにそのまま提示してください。

※連絡欄(役場控え)は、特定健診受診後に保健指導で活用しますので、切り離さずに連絡先を記載してください。

※20才未満の方は対象外となります。(保険証と切り離しても差し支えありません。)

詳細は、保険証と同封している「西原町の検診総合ガイド」をご覧ください。

← 折り曲げてください

3月11日(月)より平成25年度の国民健康保険証の切り替えが始まります。

1月31日までに7期分までの保険税をお支払いした方、または2月末までに8期分までの保険税をお支払いした方には、新しい保険証をご自宅に郵送します(手続きは不要です)。それ以外の方は窓口での切替えが必要です。

新しい保険証は3月中に届く予定です。ただし、マル遠・マル学(町外の学生)の保険証は、窓口での受取りとなります。

～切替え手続きについて～

- ◆切 替 え 場 所: 福祉部健康推進課
- ◆期 間: 3月11日(月)～3月29日(金)(土日・祝日を除く)
- ◆受 付 時 間: 午前9時～午後4時(昼休み除く)
- ◆持参するもの: ① 現在お持ちの国民健康保険証
- ② 切替えのお知らせハガキ
- ③ マル遠・マル学の場合は在園証明書・在学証明書
- ④ 国保税を支払って2週間以内であればその領収書

(④の領収書は、銀行窓口等から役場に支払いの情報が届くまでに時間がかかるため、支払い確認をするために必要なものです。)

別世帯の方が代理で手続きする場合①～④のほか、代理人の身分確認ができるもの(免許証、パスポート等)をお持ちください。

※平成22年7月1日より制度が改正され、滞納世帯に対して「高校生世代以下の子ども」についてのみ6ヶ月以上の「短期被保険者証」を交付することになりました。3月31日期限の保険証をお持ちの方は、切替え時に更新を行っています。平成25年度の所得申告をしていない方は、総務部税務課で申告をしてから切替えをしてください。

☆退職後に国民健康保険へ加入予定の方☆

退職後に国民健康保険へ加入する方は、下記のものを持参して窓口で手続きしてください。

- ① 社会保険等喪失証明書(勤めていた会社か、社会保険事務所等からの証明)
- ② 年金証書(年金を受給されている方のみ)
- ③ 印鑑(認印)
- ④ 国民健康保険証(家族の中ですでに国民健康保険に加入している方がいる場合のみ)

※なお、勤めていた会社の健康保険等に引き続き加入できる方(任意継続被保険者)もいます。詳しくは福祉部健康推進課か、勤めていた会社へお問い合わせください。

※国民健康保険へ加入する方は、退職した日の翌日から14日以内に手続きをしてください。手続きが遅れた場合、その間の病院受診支払いが全額自己負担になることがあります。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 国民健康保険係 ☎945-4791 (内線 153～155)

お問い合わせ 福祉部健康推進課 国民健康保険係 ☎945-4791 (内線 153～155)